

小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例改正（案）に寄せられたご意見（概要）と市の考え方

1 実施の概要

(1) 期間 平成24年11月17日～同年12月16日

(2) 意見応募者数 1名

2 意見等の内容別件数

意見の種類	件数
対象	3件

3 意見等に対する対応状況

参考	3件
----	----

4 意見等への対応

番号	意見等	検討結果	対応
1	市の廃棄物処理等の前提となる過程は、自治体現場に存在している「生きた法」の発見と資源物の無断持ち去り行為の発見という事実であった事に鑑み、「条例と政策の実施」という広くかつ深い内実を、現状の実態を通じて条例を改正することは当然のことである。	ご意見を踏まえて、条例の改正を進めてまいります。	参考
2	「ごみ収集所」に置かれているごみについて、それを自治体もしくは自治体から委託を受けた業者以外が持ち去ることが違法であるかどうかは明確ではない。また、収集所に置かれている「資源廃棄物」の占有権または所有権がどこにあるか明確ではないが、少しでも垣間見ることである。 それを行政（小平市）側の観点からどのように受け止めて整理するかを考えることである。併せて、市民へ広く広報し、周知・徹底を図るべきことは当然である。	今回の条例改正にあつては、資源物の所有権等について明示規定を設けるのではなく、持ち去り行為そのものを禁止すること等を規定することを考えております。 条例改正後には、その内容等について、広報等を行ってまいります。	参考

<p>3</p>	<p>ごみの持ち去りが発生する理由は、資源（例えば古紙）の相場が上がっているためであるが、それ以外にも、自治体が古紙回収することになったため、古紙回収を業とする者が立ちゆかなくなりつつあるという背景もある。</p> <p>行政が通常の収集体制の中で古紙回収を位置づけていくことで、従来からの自治会・商店会等による集団回収はほとんど見当たらなくなり、許可を受けた専門回収業者にその処理を委ねている。</p> <p>古紙等の持ち去りが提起する問題は、確かに行政が決めたごみ収集システムから儲かるものだけを勝手に抜き出して持ち去るという道義的な批判を浴びせやすい行為である。</p> <p>しかし、その背景には、従来からの方法に行政が進出した結果も少しは認識しなければならない。この問題は、自治体のリサイクル（資源化）対策における再利用可能物の市民への引き渡し問題にも表れている。（トイレットペーパー、ティッシュ等のスーパーでの販売。）</p> <p>循環社会を実現するためには、資源（ごみ）処理体制全体の見直しが不断に求められているが、近年はごみの収集・処理業務の民間委託など民間活力の活用が進められていることや、資源物の取扱は、広く社会問題として認識され再資源化の検討や実践を重ねていく必要がある。</p>	<p>古紙の持ち去り対策については、古紙業界においても、その必要性が提起され、業界としての取り組みも進められています。</p> <p>また、集団回収については、市としても補助制度により促進をしており、新聞紙の販売店回収（民間での回収）についても行政回収に優先するものとして位置づけています。</p> <p>今回の条例改正では、市の回収に出された資源物を無断で持ち去る行為の禁止等を規定するものであり、集団回収や民間での回収を抑制するものではありません。</p> <p>なお、民間活力の活用につきましては、今後の市の廃棄物処理に当たって参考とさせていただきます。</p>	<p>参考</p>
----------	--	--	-----------